

被相続人居住用家屋等確認書交付のための提出書類

様式1-3：譲渡した後、譲渡の翌年の2月15日までに、家屋が耐震基準に適合することになった場合又は家屋を取壊した場合

	添付書類	コピー	取得先	確認内容	
	被相続人居住用家屋等確認申請書	不可	市HPなど	押印は不要です	<input type="checkbox"/>
①	被相続人の住民票の除票	不可	市民課 窓口など	被相続人の死亡日(相続発生日)、死亡時の居住地を確認します。	<input type="checkbox"/>
②	相続人の住民票 (相続人：家屋及び敷地を取得した方全員) ※家屋及び敷地を譲渡した後の発行日のもの	不可	相続人がお住まいの市役所など	相続の直前から譲渡まで、相続人がその家屋に居住していなかったことを確認します。 被相続人死亡の直前(若しくは施設入所の直前)から2回以上転居している場合、戸籍の附票が必要です。	<input type="checkbox"/>
③ ⑧	土地等の売買契約書(写し)	可	—	家屋、敷地等の譲渡について確認します。 譲渡した後、譲渡の翌年の2月15日までに、家屋が耐震基準に適合すること又は家屋を取壊すことを確認します。	<input type="checkbox"/>
	(i)、(ii)のいずれか				
④	(i)登記事項証明書(建物及び土地) ※家屋が耐震基準に適合することになった場合 ※売買による譲渡日がわかるもの ※家屋が未登記もしくは相続登記が未了の場合や換価分割の場合、遺産分割協議書等	不可	法務局	家屋、敷地等の取得をした相続人の数を確認します。 また、家屋の建築日と取壊し日、土地の譲渡日(引き渡しがあった日)を確認します。	<input type="checkbox"/>
	(ii)閉鎖事項証明書(建物)及び登記事項証明書(土地) ※登記事項証明書(土地)は売買による譲渡日がわかるもの	不可	法務局		<input type="checkbox"/>
	(i)、(ii)のいずれか				
⑤	(i)家屋の耐震基準適合証明書、又は建設住宅性能評価書の写し及び耐震改修工事の契約書の写し及び工事の領収書等	可	関係機関申請者	耐震性能を満たすようになったことと満たすことになった日にちを確認します。	<input type="checkbox"/>
	(ii)閉鎖事項証明書(建物) ※④-(ii)の一部と同じ書類になります	不可	法務局	家屋の建築日と取壊し日を確認します。	<input type="checkbox"/>
	(i)～(iii)のいずれか				
⑥	(i)水道、電気・ガス等のいずれかの使用中止日を確認できる書類 ※使用中止日が相続開始日以降であること	可	水道局、電力会社、ガス会社	相続した時から家屋や土地の譲渡の時まで、家屋や敷地等を事業等に使用していなかったことを確認します。	<input type="checkbox"/>

→P 2 へ

⑥	(ii) 仲介業者の広告 ※宅地建物取引業者によるものであること。	可	仲介業者	相続した時から家屋や土地の譲渡の時まで、家屋や敷地等を事業等に使用していなかったことを確認します。	<input type="checkbox"/>
	(iii) その他、上記以外の書類 (例)「空家バンクへの登録が確認できる書類」等	可	業者等		<input type="checkbox"/>
被相続人が、老人ホーム等に入所していた場合、以下の⑦-(i)~⑦-(iii)の全ての書類					
⑦ (i)	介護保険被保険者証の写しや障がい福祉サービス受給者証の写し等	可	入所施設等	要介護・要支援・障害支援区部員等の認定を受けていたことを確認します。	<input type="checkbox"/>
⑦ (ii)	施設入所時の契約書の写し	可	入所施設等	名称、所在地、施設の種類を確認します。	<input type="checkbox"/>
⑦ (iii)	(ア) 又は (イ) のいずれか				
	(ア) 水道、電気・ガス等のいずれかの使用中止日を確認できる書類 ※使用中止日が相続開始日以降であること	可	水道局、電力会社、ガス会社	被相続人が老人ホーム入所後から相続開始の直前までの期間に、家屋を事業用等に使用していないことを確認します。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 老人ホーム等が保有する外泊・外出等の記録	可	入所施設等	※(ア) 又は (イ) が用意できないときは市までお問合せください。	<input type="checkbox"/>
※	(住民票を施設に移していなかった場合) 施設退所時の施設利用料金明細、領収書、通帳の写し等	可	入所施設等	相続の開始直前まで施設に入所していたことを確認します。	<input type="checkbox"/>
⑧	譲渡した後、譲渡の翌年の2月15日までに、家屋が耐震基準に適合すること又は家屋を取壊すことを約した売買契約書等の写し	可	—		<input type="checkbox"/>
その他添付書類					
	委任状 ※代理の方が手続きする場合	不可	—	※既定の様式はありません。	<input type="checkbox"/>

○注意事項

- ・相続人が複数の場合、申請書の作成は各人ごとになります。(同時申請の場合、共通する必要書類については、申請人数分ではなく1通を添付してください。)
- ・確認書の受け取り時に交付手数料300円/1通が必要です。交付まで10日程度要します。
- ・申請、交付とも窓口来所が原則になりますが、郵送による申請も可能です。郵送の場合は、交付手数料分300円/1通の定額小為替証書(郵便局で購入可)と切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・身分証等の提示をお願いすることがあります。
- ・手続きの詳細は、右記までご確認ください。

【申請先】

宮崎市役所 住宅課 空家対策係

〒880-0805

宮崎市橋通東1丁目14番20号

宮崎市役所 第4庁舎 2階

電話:0985-21-1804(直通) FAX:0985-42-6292